

社会福祉法人 里庄町社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人里庄町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の業務に従事する理事、監事、評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 本会の役員等は、無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 本会の役員等には、費用を弁償する。

(費用弁償の額)

第4条 本会の業務執行のために必要な会議等へ出席した役員等に対しては、日額2,000円を支給する。ただし、役員等のうち、町及び本会の職員であって、本会の役員等の職にある者には支給しない。

(費用弁償の支給方法)

第5条 前条に規定する費用弁償の支給は、当該職務の終了後、速やかに支給する。

(附則)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

平成29年4月1日改正